

一般社団法人 福島県臨床検査技師会  
学術奨励賞選考基準(2015年1月改定)

1、一般社団法人福島県臨床検査技師会学術奨励賞

- ・取得点50点以上を対象とするが、技師会学術活動に対する貢献度も勘案する。
- ・福島医学検査学会の発表が少なくとも1題以上あることが望ましい。
- ・選考基準の対象は過去10年までとする。(継続的に発表していること)
- ・表彰は県北2名、県南3名、会津1名、相双1名、いわき1名程度とする。

2、一般社団法人福島県臨床検査技師会学術奨励賞ポイント内訳

1)学会発表、各種研修会等

①技師会関係の学会・研究会・研修会(全国・東臨技・北日本・福島)

発表者:10点/1回、共同発表者:2点/1回

講演:10点/1回、座長:5点/1回、実技講師:5点/1回

②他団体(臨床検査関連)の学会・研究会・研修会

発表者:10点/1回、共同発表者:2点/1回

講演:10点/1回、座長5点:/1回、実技講師:5点/1回

\*同一内容を複数の学会で発表の場合は、上位学会での発表のみを対象とする。

2)論文投稿

①技師会関係の学術誌

筆頭者:20点/1編

共同研究者:5点/1編

②他団体(臨床検査関連)の学術誌

筆頭者:20点/1編

共同研究者:5点/1編

3)その他・技師会関係(日臨技、北日本、東臨技、福臨技、県支部)の学術活動

①北日本部門長・東臨技部門長・日臨技精度管理委員:5点/年

②県学術部長・副部長:5点・3点/年

③県部門長・分野長・副分野長:5点・3点・2点/年

④県精度管理委員長・委員:5点/年

⑤県基準値共有化委員長・委員:5点・3点/年

⑥県支部学術部長・副部長・班長・副班長:3点・2点・2点・1点/年

⑦県支部基準値共有化委員長・委員:5点・3点/年

\*兼務(同部門)する場合は上位職またはポイントが最も高い役職を対象とする。